

10. 科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第60条及び学部規程第29条に規定する科目等履修生について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 履修を出願し得る者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学則第26条に定める入学資格を有する者
- (2) 学校教育法施行規則第98条第1号の規定により、高等学校長が教育上有益と認めたとときの当該高等学校又は中等教育学校後期課程に在学する生徒
- (3) 教員免許状取得を目的とする場合は、学士の学位を有する者

2 教育実習・教職実践演習の履修を出願し得る者は、本学の卒業生に限る。

(授業科目)

第3条 履修する授業科目の数は、毎学期8科目以内とする。

- 2 授業科目によっては、教室の収容人数や授業の運営上、一定数以上の学生の履修を認めないこともある。
- 3 履修期間は、学年又は学期の始めから1年以内とする。

(入学時期)

第4条 科目等履修生の入学は毎学年初めとする。ただし、後期に開始する授業科目のみを履修するときは、後期初めに入学することができる。

(出願書類)

第5条 履修を希望する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 履修願
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 写真(2枚, 4×3cm)

2 現に他の大学、短期大学・高等専門学校・専修学校その他の教育機関に在学する者は、前項の書類のほか、当該学(校)長の出願許可証を添付しなければならない。

3 現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は、当該所属長の出願承諾書を添付しなければならない。

(出願期間)

第6条 前条の願書等は学期の始まる1か月以前に提出しなければならない。

(入学許可)

第7条 履修の出願のあった時は、当該授業科目担当教員の考査を経て、教授会の選考に基づき、学部長がこれを許可する。

(納付金)

第8条 履修を許可された者は、7日以内に所定の手続きをとり、学則別表Ⅱの入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 前項のほか、実験・実習等に係わる授業科目の履修については、その費用を科目等履修生の負担とする。

3 教員免許状取得を目的とする場合は、前2項に加え、学則別表Ⅰの教職授業料を納付しなければならない。

(単位認定)

第9条 履修を終了したものについて、教授会は単位を認定する。

2 単位認定は、学則第13条の規定を準用する。

3 認定された単位については、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

(継続履修)

第10条 履修期間終了後、継続して履修を希望する者は、改めて出願しなければならない。

2 継続して履修を許可された者については、入学料を免除する。

(教育連携協定)

第11条 教育連携協定による科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。